

平成 23 年度 東京都税制調査会 第 3 回小委員会 議事要旨

---

【開催日時等】

- 開催日時 平成 23 年 7 月 25 日（月）14：00～
- 場 所 都庁第一本庁舎 33 階 S 6 会議室
- 出席者
  - 〔委員〕 横山会長、池上小委員長、小幡委員、金井委員、金子（清）委員、金子（秀）委員、関口委員、西川（雅）委員、林委員、諸富委員
  - 〔事務局〕 山内税制調査担当部長、筒井税制調査課長、岸税制調査担当課長

【議題】

- 議 事 「地方分権・税制抜本改革のあり方について」
- 

【地方分権・税制抜本改革のあり方について】

- 事務局の説明の後、「地方分権の推進と地方の役割」、「社会保障・税一体改革を踏まえた地方の役割と地方税のあり方」という二つの論点について、委員から以下の意見があった。

（地方分権の推進と地方の役割について）

- ・ 我が国の社会保障においては、終身雇用や扶養手当など、企業が大きな役割を果たしてきた。非正規雇用の増加など雇用形態が多様化し、これまで企業が担ってきた雇用保障や子育て支援といった役割を行政が担うことになったとき、地方自治体がすべて担うということではなく、国がもう少し大きな役割を担うという考え方もあるのではないか。
- ・ 社会保障における国と地方の役割分担を考える上では、国と地方の役割がオーバーラップするという視点と、両者が完全に住み分けるという視点の二つがあるのではないか。
- ・ 一口に地方といっても、特に市町村に関しては、自治体の規模は大小さまざまであり、担うべき役割を一律に考えるのは難しいのではないか。
- ・ 今後の国・地方の主な課題は、いわゆる箱ものを中心とした公共事業から、対人社会サービスへと変化していくと考えられるのではないか。

**(社会保障・税一体改革を踏まえた地方の役割と地方税のあり方について)**

- ・ 地方分権を進めるにあたっては、地方自治体や住民が自ら責任をもって地域の問題に取り組むという意識を持つべきであること、地方自治体はその財源を交付税に依拠したままでは、財政規律が緩む恐れがあることに留意すべきではないか。
- ・ 国から地方に税源が移譲されたとき、国税を原資とする財政調整制度が十分に機能しなくなり、自治体間の財政格差が拡大することが考えられる。そのとき、財政調整を自治体間で行うのか、国が行うのかが問題となる。自治体間で水平的調整を行うためには合意形成が必要となるため、財政調整ではある程度、国が役割を担うのではないか。
- ・ 地方分権というとき、地方自治体は、必ずしも課税自主権を行使して財源を確保することに固執することはないのではないか。国と地方の協議の場等において、地方の意見を税率の決定や税の配分に反映させ、財源を確保していく方法でもよいのではないか。
- ・ 社会保障の財源において、社会保険料の占める割合は大きい。社会保障を議論するのであれば、税だけでなく社会保険料も含めて議論を行うべきであり、税だけを考えているのでは一体改革といえないのではないか。
- ・ 地方消費税の充実之际、地方自治体が個別に課税・徴収を行うのは、徴税コストの点からいって難しいのではないか。
- ・ 政府による一体改革では共通番号制度が議論されているが、制度を導入する上では、活用範囲について慎重に議論すべきではないか。

(事務局文責)